様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）おかやまりゅうつう  一般事業主の氏名又は名称 岡山流通株式会社  （ふりがな）かわかみ　まさみち  （法人の場合）代表者の氏名 川上　修成  住所　〒701-0221  岡山県 岡山市南区 藤田８０４番１  法人番号　5260001008111  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　岡山流通㈱コーポレイトサイト 「岡山流通株式会社のDX方針」 | | 公表日 | ①　2025年 4月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　岡山流通㈱コーポレイトサイト 「岡山流通株式会社のDX方針」に掲載  　https://www.okaryu.com/dx-policy/  　「岡山流通株式会社のDX方針」ページ冒頭の岡山流通株式会社のＤＸ方針 内 | | 記載内容抜粋 | ①　長年お付き合いいただいている多くの地元企業様を大事にしながら新規のお客様の獲得に向け、デジタルの活用により革新的なネットワークシステムを構築し新たなサービスによるつながりを広げます。  顧客や社会のニーズをもとにサービスの向上を図る上で、重要課題としているお客様への提案スピード、マッチング精度、社員教育レベルについてデジタル技術の有効活用によるさらなる変革を進めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本公表内容は、取締役会議の決議に基づき作成し、代表取締役社長のメッセージとして方針発表会にて公表している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　岡山流通㈱コーポレイトサイト 「岡山流通株式会社のDX方針」 | | 公表日 | ①　2025年 4月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　岡山流通㈱コーポレイトサイト 「岡山流通株式会社のDX方針」に掲載  　https://www.okaryu.com/dx-policy/  　記載箇所：1.DX戦略（情報処理技術の活用戦略）／ | | 記載内容抜粋 | ①　＜2025年～2026年度＞  　基幹システムの情報を活用し、新サービスを周知、拡大する。  ① ２０２４年に開始した情報集配信サービス（ハコぶんぶん）の周知  専任者を設置しサービスの周知、利用促進  ② スマートホンで情報の集発信  情報の発信、収集をスマートホンで可能にするシステムの運用（バージョンアップ）  ③ システムの機能拡大  スマートホンによりマッチした形に機能を拡大。利便性を高める  ＜2027年度＞  　最新の技術（生成AI等）の研究を継続し、AIマッチングシステムや基幹業務の新機能追加（車輌運行管理システム）など、サービスの向上およびビジネスモデル変革による付加価値を創出する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本公表内容は、取締役会議の決議に基づき作成し、代表取締役社長のメッセージとして方針発表会にて公表している。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　岡山流通㈱コーポレイトサイト 「岡山流通株式会社のDX方針」  　記載箇所：2.ＤＸ推進体制と人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①　• DX推進責任者を代表取締役社長とし、DX推進チームを設置。  • DX推進担当者は１名専任し、各種研修と資格取得支援などによりスキルアップを行う。  • DX推進担当者は課題の共有、部門間及び社外との協議、またシステム開発、構築を外部組織との連携で効率的に進める。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　岡山流通㈱コーポレイトサイト 「岡山流通株式会社のDX方針」  　記載箇所：3.最新のデジタル技術を活用するための環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　① 基幹システムのクラウド化によるデータの一元化と共有  データベースでのデータの蓄積と分析  ② データバックアップは社外サーバーにて管理  ③ 物理キーの導入による利用者管理  ④ 外部組織によるシステムの遠隔監視  社内ネットワークインフラ設計、メンテナンス、システム開発の担当者は外部組織と連携し行います。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　岡山流通㈱コーポレイトサイト 「岡山流通株式会社のDX方針」 | | 公表日 | ①　2025年 4月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　岡山流通㈱コーポレイトサイト 「岡山流通株式会社のDX方針」に掲載  　https://www.okaryu.com/dx-policy/  　記載箇所：4.ＤＸ戦略推進指標 | | 記載内容抜粋 | ①　毎年、年度初めに行っている方針発表会にて発表されている、方針、部門目標に明記されているアクションプランおよび数値目標の進捗、達成度を毎月の部門会議にて評価する。進捗により是正策の立案を行う。  ① 生産性の指標  目標売上金額の設定  ② ＤＸ推進の指標  情報入手ツール別取得件数  ③ 付加価値向上の指標  新規顧客件数  付加価値額 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 4月 1日 | | 発信方法 | ①　岡山流通㈱コーポレイトサイト 「岡山流通株式会社のDX方針」  　岡山流通㈱コーポレイトサイト 「岡山流通株式会社のDX方針」に掲載  　https://www.okaryu.com/dx-policy/  　岡山流通株式会社のDX方針　冒頭にて | | 発信内容 | ①　当社は顧客ニーズ、時代の変化にいち早く対応するため自社オリジナルの利用運用に特化した配車システムの自社開発し、長年培われてきた配車業務のノウハウをもとに情報の一元管理、社内業務の横断したシステムの構築などIT化による業務改革を推進してきました。さらに顧客や社会のニーズをもとにサービスの向上を図る上で、重要課題としているお客様への提案スピード、マッチング精度、社員教育レベルについてデジタル技術の有効活用によるさらなる変革を進めます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。